

寄附金等取扱規程

令和3年5月29日 規第6号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本財団母乳バンク（以下「バンク」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類及び募集)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定寄附金 使途目的を特定した次の2種類の寄附金とする。
 - イ. 使途特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ使途を特定するもので、常時募ることができる。
 - ロ. 募集特定寄附金 この法人が、募集にあたりあらかじめ使途を特定するもので、募集期間、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を説明した募集趣意書を作成して募ることができる。
- (2) 一般寄附金 寄附者が使途目的を指定していない寄附金とし、常時募ることができる。

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

第2章 寄附金等取扱

(寄附金の受け入れ)

第3条 バンクは、定款第4条の事業活動を推進するため、次の各号の基準を満たしている個人及び団体から寄附金を受け入れることができる。

- (1) バンクの事業内容及び目的のために使用することを寄附者が理解していること。
- (2) 寄附の原資が公序良俗に反する手段や違法行為によって取得されたものでないこと。
- (3) 寄附の一部または全額を外部団体への助成に使用する場合、寄附者が特定の団体名を指定して、配分をもとめていないこと。
- (4) 寄附したことにより、税の不当な軽減をきたす結果とならないこと。
- (5) その他、寄附金を受けることによってバンクの活動の公正さを損なう恐れがない

こと。

(寄附の使途)

第4条 バンクの寄附金の使途は、以下のとおりとする。

- (1) 募集特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。
 - (2) 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業費に使用し、一部を管理費に使用するものとする。
- 2 前項については、寄附者の了解を得るものとする。

(受領書等の送付)

第5条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、バンクの公益目的事業に関する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

第3章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第6条 バンクが受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄附者に関する個人情報については、個人情報の保護に関する法律並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他の規範を遵守し、適切にその保護管理に努めるものとする。

第4章 雜則

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が別に定めるものとする。

附則（令和3年5月29日 規第6号）

この規程は、令和3年5月29日から施行し、一般財団法人日本財団母乳バンク登記の日（令和3年4月1日）から適用する。